

B:日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由
B-87	総務省	L学術研究、専門・技術サービス	-	総説	「開発」の定義を明確にされたい。 総説の「開発研究」には、製造業を営む企業が行う製品開発(新製品の開発、既存製品の強化、改良など)も含まれるのかご教示いただきたい。 含まれるのであれば記述いただきたい。	事業所名に研究所という表記がなく、製造部門と一体となって開発を行っている事業所の考え方をお示しいただきたい。 「研究所」、「製造業」、「管理、補助的経済活動」のうちどの分類が適切か。 他にも、飲食サービス業でメニューの開発を行っている事業所は、どの産業に分類されるのか、考え方をお示しいただきたい。	第7回	総務省	検討中	検討中
B-89	総務省	L学術研究、専門・技術サービス	7299	説明文	「7299 他に分類されない専門サービス業の○例示に「補償コンサルタント業」の追加を検討いただきたい。	補償コンサルタントは、公共用地として提供される土地にある建物や工作物を調査して、住んでいる人たちの生活機能を失わせないように移転方法、移転先を考慮し、移転又は損失による補償額を算定する。また、事業の施工に伴って発生する騒音・振動・地盤変動等による事業損失に関する調査及び損失額を算定する。 主事業とする事業所も多く見受けられるため、追加を検討いただきたい。	第7回	総務省	検討中	検討中
B-90	総務省	L学術研究、専門・技術サービス業	7299	説明文	「著作権等管理事業」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	委託者との信託契約又は委任契約(取次ぎ又は代理によるもの)に基づき、著作物の利用の許諾その他の著作権等の管理を行う事業(著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号))であり、委託者に代わり、著作物の利用許諾、使用料の徴収・分配などを行っているが、説明表記や例示等を記載することにより、どの産業に分類されるかが明確になるため。	第7回	総務省	検討中	検討中
B-147	経済産業省	L学術研究、専門・技術サービス業	74	新設	「ライブエンタテインメント公演に携わる、舞台技術や運営補助を行うスタッフが提供するサービス」について、産業分類上における的確な区分設定の観点から、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」の新設をお願いしたい。	ライブエンタテインメント市場は、2019年まで右肩上がりの成長を続けており、「びあ総研」の試算結果によれば、2019年のライブエンタテインメント市場は6,295億円にまで拡大してきた。他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年の売上高は大きな打撃を受けているものの、従業者数は従前と同水準を維持しており、また、2025年には大阪万博の開催が予定されていることから、我が国を支える成長産業であるといえる。  コロナ禍における現状では、公演開催の自粛要請や、オリンピック関連イベントの中止や簡素化等の影響により、大幅に売上高が落ちているが、今後、国内外において、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展することにより、通常の日常生活が取り戻されるときには、ライブエンタテインメント業界に対するニーズは高まることが予想され、実際、ワクチン接種が進んでいる欧米諸国においては、社会実験的にコンサートが再開する動きも見られている。  よって、ライブエンタテインメント業界を下支えする「舞台制作技術サービス業」に対する支援等の諸施策の企画・立案ための基礎資料を得るためには、産業分類上の的確な区分設定が前提となることから、「舞台制作技術サービス業」の事業内容や提供される技術等を勘案し、現行の「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として「舞台制作技術サービス業」を新たに設定する必要がある。	第7回	経済産業省	小分類749-その他の技術サービス業の細分類として「7491 舞台制作技術サービス業」の新規設定を行うことに関して、事務局と調整中。	今後、成長が見込まれるライブエンタテインメント業界を下支えする、いわゆる「裏方」と呼ばれる、舞台監督、美術大道、照明技術、音響技術などの専門スタッフ業界を表章する分類として新たに、「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として設定することに関して、理由を含めて事務局と調整中。
B-148	経済産業省	L学術研究、専門・技術サービス業	7261	説明文	「7261 デザイン業」の説明文及び内容例示について、時代に即した記述や名称に改めていただきたい。  【デザイン業】 主として人工物・人工環境のデザインに関する専門的なサービスを提供する事業所をいう。 本分類には、ロゴタイプ・シンボルマーク・ポスターなどのグラフィックデザイン、包装用袋・包装用容器などのパッケージデザイン、陶磁器・漆器などのクラフトデザイン、装身具などのジュエリーデザイン、織物地・衣服などのテキスタイル・ファッションデザイン、生活用品・事務用品・輸送機器などのプロダクトデザイン、室内空間・家具などのインテリアデザイン、標識・看板・案内板などのサインデザイン、展示空間・店舗空間などのディスプレイデザイン、都市空間・造園空間などのランドスケープ・環境デザイン、ウェブサイト・ソフトウェア・サービス・インタラクティブシステムなどのUI(ユーザー・インターフェース)・UX(ユーザー・エクスペリエンス)デザイン・サービスデザイン・システムデザインを行う事業者が含まれる。 ただし、ソフトウェア業は小分類391、広告制作業は小分類415[4151]、芸術家業は小分類727[7271]、建築設計業は小分類742[7421]、機械設計業は小分類743[7431]に分類される。	我が国のデザイン業は、1950年代から職能団体が設立され始めて以降、約70年の間にデザイン対象である各種人工物・人工環境の特性に応じて専門分化が進行。また、特に2000年代以降には、コンピューターやインターネットの普及により、デジタル分野における新たなデザイン対象の領域も確立された。 一方、現行の日本標準産業分類における「デザイン業」の説明文では、同業を「工業デザイン」「商業デザイン」「その他」の大きく3つに大別しているところ、現代においてこのような分類は既に一般的ではなくなっている。また、内容例示は、伝統的な領域に限れており、網羅性・バランスを欠いている。 以上のように、経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、同業に係る今後の正確な公的統計のためには、隣接する他の小分類との棲み分けも考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに更新する必要がある。 更新案の作成に当たっては、2019年に設定された「サービス分野の生産物分類」(総務省)におけるデザインサービスの分類項目、及び諸外国・地域の公的機関が採用している分類項目(2020年度に独自調査)等を参考にした。 なお、上記の「サービス分野の生産物分類」におけるデザイン分類では、8項目(インテリアデザイン、インダストリアルデザイン、グラフィックデザイン、テキスタイルデザイン・ファッションデザイン、パッケージデザイン、ディスプレイデザイン、デジタルメディアデザイン、その他のデザイン)が設定されている。また、諸外国・地域におけるデザイン分類には、我が国の「サービス分野の生産物分類」と同等か、より現代的かつ先進的な分類が見られる。	第7回	経済産業省	検討中	検討中